

★ 子ども・子育て支援法 第77条第1項

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

↓↓↓

市が保育所や認定こども園の利用定員を定めるとき、諮問を受けて審議すること。

- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

↓↓↓

市が家庭的保育や小規模保育、居宅訪問型保育等の事業の利用定員を定めるとき、諮問を受けて審議すること。

- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

↓↓↓

市が子ども・子育て支援事業計画を策定・変更しようとするとき、諮問を受けて審議すること。

- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

↓↓↓

市が行う子ども・子育て支援事業の全般について、推進のために必要な事項や事業実施状況を調査審議すること。